

令和6年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第2号）

(輝くふるさと常任委員会)

令和6年12月9日（月）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第39号～第47号審査 】

日程第2 議案第39号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第40号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第
1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

日程第4 議案第41号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 6

日程第5 議案第42号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上
下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 13

日程第6 議案第43号 印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 14

日程第7 議案第44号 手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 14

日程第8 議案第45号 葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 14

日程第9 議案第46号 葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例・・・・・・・・ 15

日程第10 議案第47号 国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるこ
とについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

令和6年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第2号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和6年11月28日（木）					
再開年月日	令和6年12月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年12月9日（月） 開議10時00分 散会11時10分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の有無	議席番号	委員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	-
会議録署名委員	4 番	柴田 勇雄		7 番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	金子 桂子	

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び高宮一明委員を指名します。

次に、議案審査を行います。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第39号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

8ページの2款の森林環境譲与税が今年から徴収されたわけですが、全員がこれに応じていただいたのだからどうか、そこを確認したいなと思っております。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

住民会計課長。

住民会計課長 (坂待典子君)

ただいまの質問にお答えしたいと思います。森林環境譲与税ですが、こちらのほうは住民税の均等割、こちらのほうに1,000円プラスして、県のほうを経由して国に納めるというもので、住民税の均等割の課税者が当初課税段階で大体2,400人ぐらいおりますので、対象は2,400人で240万円ぐらいになるかと思っております。

以上です。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

これは、聞いていいかなと思っておりますけれども、これは町に森林環境譲与税の部分について、前に歳入が入っているわけですが、今回はこれぐらいですが、全体で今までにどれぐらいになっているのかお知らせいただければありがたいなと思っておりますが。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (大久保栄作君)

ただいまのご質問にお答えいたします。これま

での森林環境譲与税の譲与額の総額というご質問かと思いますが、制度が始まった元年度からこれまでの譲与税の合計額ということで、2億6,781万6,000円、今回までの譲与額ということでの合計額となっているところでございます。よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

これを町単独でこういう事業を、森林組合通しながら事業をされているわけですが、これは全部なら全部使えるということではなくて、やっぱり森林のほうにかなり利用されているわけですが、今現在時点でどのような事業をされているのかお聞かせいただきたいなと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（大久保栄作君）

お答えいたします。現在の事業、基金を活用した事業の内容ということで、森林環境譲与税の用途につきましては、間伐等の森林整備に関する施策ですとか、人材育成あるいは担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発の森林整備の促進に関する施策に充てることとされているものでござ

います。

こうしたことから、町としてはこの制度の趣旨を捉えまして、今後の森林整備に向けた森林所有者への経営意向調査ですとか、森林現況調査、あと間伐材や再造林、作業道補修などの森林整備事業ですとか、林業就業者の確保、育成対策、あとトリプルまきフェスタなどによる普及啓発ですとか、森林公園等の修繕事業といった事業をこれまで実施してきたところでございます。よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

よく分かりましたけれども、毎年毎年作業員が年を取っていつているので、事業もかなり限られてくると思いますので、やはりそういう作業員の方々がいるうちに整備を、森林組合と山林の整備をしていただくように頑張っていたいただければなと思っております。

まず終わります。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに質疑の方。柴田委員。

柴田勇雄委員

9ページをお願いいたしたいと思っております。9ページの不動産売払収入でございますが、立木及び

素材の売払い収入ということで920万円ほどの収入を見込んでいるものでございますが、上外川の町有林というふうなお話をお聞きしましたけれども、何か今回のこの売払い収入は財源対策が必要での売却になっているのかどうか。それからまた、町有林の今後のこういったような売払いは随時やっていくのか、それともまとめた売払いというような形で持つていくのか、そういったような中身についてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（大久保栄作君）

お答えいたします。今回の立木の売払い収入の中身でございますが、上外川国有林の分収林の伐採による売却収入でございます。分収造林契約に基づきまして、売却代金の7割が町の収入となるものでございます。国有林ということで、分収割合については、分収造林制度において国が3割、造林者、町が7割となっているものでございますが、この契約に基づいて今回森林管理署のほうで入札して落札し、販売するといったことで、今回の分収造林については昭和44年に契約したものであるものでございます。

今後につきましても、国有林の関係につきましてもは順次このような形で入札等をされて、町のほうに入ってくるといった流れになると捉えているところでございます。よろしくお願いたします

す。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、国有林の分収林というふうなことで、それについては分かりました。今後も、じゃこのような形で国のほうでの売却、あるいは町のほうが優先的に売却、どちらからでもそういうふうな売却があったような場合には、分収林の7：3の収入の分配して、予算に計上していくというふうな中身になるものでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（大久保栄作君）

お答えいたします。現在令和17年度分まで分収造林契約というものがございますので、順次国のほう、営林署のほうで入札をかけて、落札になりましたら7割が町のほうに入ってくるというようなことで考えているものでございます。よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまの件については分かりました。

次に、11 ページお願いいたしたいと思います。

11 ページの一般管理費の庁舎の管理費でございますが、新庁舎になりまして、それなりの維持管理費がかかっているかと思っておりますが、当初予算で予算計上したのから、その後非常に物価高騰等により維持管理費が高騰しているかと思っておりますが、それで今回も電気料が600万円ほどの追加で補正、増というふうな形になっておりますが、維持管理費に係るこういったような費用、当初予算と大きく補正しなければならない事業費の中身はどういったようなものがあるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

電気料についてのお尋ねについてお答えを申し上げます。令和4年度から供用が開始されておりまして、5年度分の電気料が大体2,200万ぐらいになっているところでございまして、それに合わせて6年度の当初予算を措置したところでございましたけれども、電力料の値上がり等がありまして、購入価格が1.2倍から1.5倍ということで推移しておりまして、今の状況で続きますと、ここにあります大体600万ぐらいが不足するだろうというところで補正予算をお願いしたところでございます。よろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、新庁舎に係る分だけでなく、ほかの施設についてもそういったような補正が必要になってくる状況にあるでしょうか、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

電気料につきましては、東北電力全体で値上がりしていることとございますので、庁舎だけということにはならないかと思っておりますけれども、庁舎の電気料が大きいものですから不足するというところで、残りの施設につきましては予算の範囲内で間に合えば間に合う、あるいは3月に補正が必要なのか、今後の推移を見守りながら調整してまいりたいというように思っているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに質疑の方。姉帯委員。

姉帯春治委員

先ほどもお話がありましたけれども、9ページ

の 16 款の財産収入のこととございます。先ほどもありましたけれども、この中で 7 : 3 というのはすごくいい事業だったなと思っております。それと、あと何回か売っているはずですが、あと残された面積はどれぐらいあるのか、もしよかったら教えてもらえればなと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（大久保栄作君）

お答えいたします。残っている分ということ、あとどのくらいかということとございますが、伐採が予定されている契約面積ということで 307 ヘクタールほどあるものと捉えているところとございます。よろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

姉帯委員。

姉帯春冶委員

この前、お盆前でしたが、ここへ行って見えましたけれども、今前に切った部分については造林はされていますが、全く町としては借りていないということでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（大久保栄作君）

お答えいたします。町のほうに対して、管理者のほうからどうですかといったような情報等もございませんので、国がそのまま管理していくものと捉えているところです。よろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに質疑の方、ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 39 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 39 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 40 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 40 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 40 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 41 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の町税条例の一部改正については、国民健康保険税の第 1 弾の改正なのかなと捉えておりますが、これまでこの提案に当たっては、国保運営協議会の皆さん方、非常にたくさん回数を重ねてこの税率改正に至ったと、このように考えておりまして、国保委員の皆様方には大変敬意を表するところでございます。

今回この税率改正は、賦課総額の引上げのみが主な改正点というふうなことで、全部終わったわけじゃなくて、これからまた県等の指導による第 3 期の国保の運営の在り方等の運営方針等に基づいて改正がなされていくわけですが、見通しとすれば令和 11 年度までにこの大きな均等割、賦課方式が 50:50 応益割とか、応能割 50% ずつにする、これが大きな一つの改正点になっていくというふうな形になると思いますが、今回だけの税率改正は令和 7 年度を見通しただけの税率改正というふうな捉え方でよろしいでしょうか。根本的なものはまだ手つかずのような感じがいたしておりますが、あと何回か令和 11 年に向けては税率改正とか、そういったようなものを、税率改正をやらなきゃならないというふうな方向というふうな捉え方でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長(辰柳敬一君)

住民会計課長。

住民会計課長(坂待典子君)

ただいまの質問にお答えしたいと思います。令和 7 年度の税率改正のほうは、賦課総額の引上げということで今回提案させていただきましたけれども、今後県の第 3 期の運営方針中まで、11 年度までですが、こちらまでに賦課方式を 3 方式に移行していく必要があります。

3 方式につきましては、資産割を廃止して、あと所得割、均等割、平等割の 3 つで国保税を算出

していくというものですけれども、その標準的な賦課割合におきましても所得割が 50、均等割が 35%、平等は 15%となっていくしますので、この 3 方式に移行するに当たりましても、今後も賦課割合の見直しが必要となるものでございます。令和 11 年度に一気にこの 3 方式にしていくと、負担が大きくなるものですから、間の大体令和 9 年頃ですか、その間に中間を見通して調整割合をしていく必要があるかなと思っております。

また、現在国においても議論を進めております子ども・子育て支援金の創設、こちらが令和 8 年度から保険税に上乘せして、支援金の徴収が始まることともされておりますので、こちらのほうはまだ制度の詳細については詳しく示されておられません、8 年度の国保税についても改正が必要となるものと思っております。

町としても段階的に進めていくということで、これからも何回か、8 年度は子ども・子育て支援制度に基づく改正、あと 9 年度、あと 11 年度は県の運営方針に基づく改正ということで、何回かの改正を考えられるということで予定しております。ご理解のほど賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、これからも令和 11 年度に向けたいろいろな税率改正があり得るというふうな

お話が、そういうふうな理解でよろしいですね。そうしますと、これは今回の改正については、令和 7 年度分というふうな捉え方でよろしいのか、確認をさせていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

委員おっしゃるとおり、今回の改正は令和 7 年度分の改正ということで捉えていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、先ほどの答弁の中に出てきました、今国のほうで進めております子ども・子育て支援法に基づく支援についても、国保の中でいろいろと税金、あるいは保険料的な考え方で、令和 8 年から入ってくるというふうなことになりますでしょうか。まず、それを確認させていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えしたいと思います。令和8年度から創設される予定の子ども・子育て支援金の関係ですが、こちらの制度改正のほうについては、まだ詳細が詳しく示されておりません。県のほうでも条例改正等があることから、国のほうへ早く示すよう要望しているとは聞いております。こちらもこれまでの医療分、あと後期高齢者支援分、あと介護分に加えて、子ども・子育て支援金分が新たに国保税の中で創設されていくものと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、どちらかといいますとそういうふうな性格から見れば、税金というよりは保険料的な色彩が私は強いような感じがしておりますが、あまりこだわる必要はないかと思っておりますが、子育て支援金等のものが国保の中で徴収されるというふうな形になりますと、そういうふうな言い分にもなるのではないのかなというふうにも思っているところでございます。

この中で特に改正しなければならないのは、現在応能割で55%になっています。それから、応益割で45%に現行なっているようでございますが、これを50:50にしますと、応能を5%下げる、そして応益割を5%上げなきゃならないわけですが、最終的に。

それで、令和11年度に向けた改正で、均等割、平等割を引上げなきゃならないし、応能割で、資産割をなくして所得割だけにしなきゃならないわけでございますので、この辺のところ非常に税の在り方とすれば難しい、理解し難いようないろいろ面倒な計算方式になってくるわけで、これにさらに令和8年度から子育て支援金のものが入ってくるというふうなことになりますと、本当にますます分からなくなるような感じがしている一人でございます。特に上がっていく均等割、平等割には、減額制度があります、7割減、5割減、2割減という。

そうしますと、現在均等割、平等割上がっていくわけなんですけど、低所得者層の多い当町、6割と前の資料には書いておられますけども、非常に多いわけですが、これが上がっていきますと、低所得者階層の皆さん方の、そういったような応益割で少し上がって、さらに所得の低い方が7割、5割、2割の減額制度があるというふうな形になってくるわけですが、こういったような方々が7割、5割、2割減に該当してくるのか。一応例示的なものが示されなければ、ただ7割、5割、2割減額するだけでは、非常に分かりづらい面がございますので、家庭を対象にしますと、収入が幾らの場合には7割の減額対象になるとか、そういうふうな計算ができて、モデル的な計算方式がありましたらお示しをいただければ、大体の目安で減額制度を分かりやすく理解できるのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。7割、5割、2割軽減の世帯の事例なんですけれども、例えば夫婦2人と子供1人という世帯があったとします。そうすると、こちらの標準世帯の所得基準というものがあまして、大体7割軽減の場合の世帯の所得基準が43万円以下ということになっております。5割軽減世帯は、43万円に国保加入者1人当たり29万5,000円を掛けたものがプラスになります。2割軽減は、さらに43万円に国保加入者の人数掛ける54万5,000円、こちらのほうがプラスになるものでございます。

もし世帯に給与所得者が2人以上いれば、2人目から10万円の加算があるという計算式等がありますけれども、例えば先ほど言った夫婦2人と子供1人、3人世帯の場合、こちらのほうで換算していきますと7割軽減の所得基準が43万円以下、これを収入に換算しますと、給与所得控除55万円を加えた大体98万円以下の収入がある方が対象となる見込みです。

次に、5割軽減の所得基準は、29万5,000円に3人分足しますので、135万5,000円が所得基準になります。こちらですが、給与所得控除等の早見表から見まして、給与収入が大体199万6,000

円以下で対象となるような感じになります。

同様に、2割軽減の所得基準額を見ますと、54万5,000円に3人分掛けて43万円足しますので、基準が206万5,000円になります。こちらのほうは、収入換算で大体306万8,000円以下が対象となると思われております。

大ざっぱに言いますと、3人世帯であれば給与収入ベースで、大体100万円以下で7割軽減、200万円以下で5割軽減、300万円以下で2割軽減というふうになるのではないかなと思っております。あくまでもこちらのほうは参考でありまして、軽減判定の所得基準は個々の世帯の所得、あと年金受給者がいれば年金収入、あと年齢構成等によっても変わってきますので、一様ではないことをご理解願いたいと思います。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今のお話だけでもなかなか分かりづらい面があるわけですが、こういったような税率改正のときに、ただいまのような分かりやすい一覧表のような感じで町民の方々にぜひお示しをさせていただいて、そうしますと一過性ではなくて、広報等を通じてお知らせをしていただいて、こういうふうな制度があるというふうなこと、それから自分がこれに該当するかどうか、そういったような確

認の意味でも分かりやすいのではないのかなと思います。そういったようなお考えが、というふうなことよりもやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えしたいと思います。これまでも広報紙、今年に入ってからですけど、広報紙のほうに4回ほど国保税の税率改正に向けた情報等を掲載してきました。今後も、年明けからは改正後の保険税率についてモデルケース等をお示しながら、次年度に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。軽減制度については、町のホームページ等にも載っておりますので、そちらのほうも周知しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ぜひそのような方向で、住民の方々に分かりやすいようなシステムを取っていただきたいということでございます。

それから、説明の中にもありましたけれども、

国保財政調整基金が枯渇するというふうなことで、現在も枯渇状態になっているようでございますが、今回総額で3,000万程度の引上げの額になるのかなという説明をいただいているわけですが、そうしますと国保財政調整基金への積立ての見通しは、今回の改正によってどのような考え方になってくるのか、今後国保の財政調整基金はどのような機能を果たすのかお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。国保の財政調整基金の今後の見通しということですが、お答えさせていただきます。現在といたしますか、令和5年度末の国保の調整金でありましたが、2,470万ほどあったところでありました。そして、今年度の当初予算におきまして、2,400万ほど取崩しをいたしましたことから、今年度末には残金が70万ほどになる見込みということになっているものであります。

今後の見込みであります。今回改正している保険税の改定によりまして、財源不足を3,000万ほどの相当額を見込んでおりまして、その増収といたしますか、それを今回改正いたしまして税収増が見込まれるものであります。来年度におきましては、調整基金からの繰入れは、そういう面で現

段階では必要ないであろうと、このようにも思っておるところであります。

したがいまして、当面財政調整基金の残高といえますか、これにつきましては現在の状況で推移するのであろうと、このように思っておるところであります。あくまでも国保財政調整基金に関しての内容であります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

国保財政調整基金への積立ても、税率改正、多分3,000万程度ぎりぎりの予算額ではないのかなと思っておりますので、余裕はないのではないのかなとは考えておりますが、ただ健全な国保財政を運営していく場合には、こういったようなところも非常に大事なものではないのかなという意味で発言をさせていただいております。

それから、もう一つ、私が心配しているのは、今回の改正に当たりましては、一般会計からの繰入れは赤字とみなすというふうな考え方に立っているようで、昔と変わらないような、ある程度のペナルティーをちらつかせたような感じで、市町村国保を締めつけしてくるなというふうな実感をしている一人でございます。この一般会計からの繰入れも、ただ単に繰入れをしているのじゃなくて、国保の被保険者の中の方々、非常に低所

得者の方々が多いために、一般会計からの繰入れでしのいできた経緯があるわけですが、これは町だけの考えではないかとは思いますが、こういったようなある程度の一般会計からの繰入れが、低所得者階層が多いことによつての繰入れについては赤字とみなすというような考え方、町当局ではどのようなお考えをお持ちでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の財政調整基金からの現在の状況等ではありますが、大変心配していただきましてのご質問であります。まさに国保会計の安定的な財政運営のためには、一定の財政調整基金が必要であることが望ましいと、このようにも思っておるところであります。

一方で、現在の財政の状況を鑑みますと、国保会計独自の財政調整基金の積立では、おっしゃいますように大変厳しい状況、統一化という観点から、そういう中での統一した一つの基準で国保の財政運営をしていくという考え方が県の方針にもあるわけございまして、そういう点から大変難しい状況にあると思っておるところであります。したがいまして、積立に関する一般会計からの繰入れというのは、現段階では困難な状況にあると、このようにも認識しておるところであ

ります。

仮に財政調整基金の積立てを行おうとすると、今回は一般会計からの繰入れしかない状況の中で運営していくような仕組みに現在はなっているものであります。

そういう中で、現在の国保事業の都道府県化といいですか、その後においては、一般会計からの基準外繰入れは原則として、今言っているとおり認められないということがございますので、現段階では基本原則に沿って今回の税率改正もしておるものでありますので、一般会計からの繰入れ、そして財政調整基金への積立ては難しい状況にあるということをご理解賜りたいと、このように思っておりますが、今後万一やはりそういう面での心配される事態が発生するといえますか、そういう状況も財源調整の機能を有する一つのものでもありますので、今回の税率改正後、払拭されるといえますか、解消されるものと想定しておりますことから、今回といえますか、財政調整基金には現段階ではその積立てをしないという、何回も繰り返すような形になりますが、そういう状況になっているというものであります。

いずれ大きく変化している、今のような状況に大きく変化もしてきておりますので、そういう状況に適切に合わせながら、国保財政の運営にも努めてまいりたいと、このように考えているものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう一つお伺いをさせていただきたいと思いますが、今回の改正は令和7年度に向けた改正というふうなお話は、先ほどいただいたところでございますが、最終的に令和11年度に向けた応能割50%、応益割50%にする対応でございますが、そうしますと、このような子ども・子育て支援金の分は除いて、現行のままで考えた場合には、あと何回ぐらいの改正が必要になってくるのか、見込んでいるのか。一気にあと改正しようとしているのか、ある一定の激変緩和のような考え方で持っていく考えなのか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今後の改正であります。これにつきましては激変緩和といえますか、先ほど言いましたように大きく見直しをしていかなければならない、賦課方式を3方式に統一という、そういう状況を見直していくこととなりますので、そういう面では大きく影響が出てくる部分も予想されておりますので、2回ほど、これから11年度までにそういう改正を進めていかなければならないと、現段階ではそのように考えているものであります。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 41 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 41 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 41 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 42 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 42 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 42 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 42 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 43 号、印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 43 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 43 号、印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 43 号、

印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第44号、手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第44号、手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第44号、手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第45号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第45号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第45号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第46号、葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

16ページでございますが、この基本条例は本町の中小企業振興を図る上で、画期的とも言える条例と受け止めております。そこで、2点ほどお伺いをさせていただきます。まず1点目ですが、この条例を制定するに至った経緯につきましてお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長(辰柳敬一君)

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。このたびの条例制定の経緯、考えにつきましてですが、まず平成26年6月に小規模企業振興基本法ということで国の法律が制定されております。この法律の考え方を述べますと、人口減少、高齢化、地域経済の低迷等の経済社会構造変化の中で、小規模事業者、国、地方公共団体、関係団体と関係者の行動を促す仕組みとして、国として法律を制定しておるところです。

これを受けて、地方自治法においても、自治体、中小企業者等の関係者の役割を明らかにすることにより、中小企業者の振興を推進し、経済の活性化や町民生活の向上を図るため、全国的に条例が制定されてきているところであります。

参考に、岩手県におきまして、県の中小企業振興条例も平成27年4月に制定されているところであります。それに続きまして、県内各市町村においても順次制定されているという状況を把握しております。

葛巻町において、国の法律の制定に先駆けて支援事業を実施してきている状況と捉えております。そして、これまで町の商工会などと情報交換などを行いまして、またほかの市町村の動向等を参考にしながら、当条例を制定し、町、中小企業者等、商工会、金融機関、町民の皆様の役割を明確にし、関係者の理解を得ながら、総意によりな

がら、さらなる振興の充実を図りたいという考えで今般制定をしたいと考えているものです。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。

2点目でございますが、この条例によりまして本町経済の発展と活性化、これ目的等に入っておりますが、発展と活性化、どの程度の向上を見込んでおられるのかを伺います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（主濱隆志君）

お答えいたします。先ほどの答弁でも申しましたが、既に当町としまして様々な支援策を行っているところです。例えば経営品質の向上や、事業継続への支援や、資金の円滑な供給への支援などを行ってきておるところであります。これは、関係者の話を聞いているところもありますが、県内各市町村に先立っていろんな支援を行ってきているというお話を認識しているところであります。

そして、今後町の課題で後継ぎ、継業支援のさらなる充実、あるいは空き店舗の利活用、総合的

に商店街の活性化ということで、関係者皆様の意識をさらに持っていただきながら支援を高めたと考えておりまして、具体的な経済効果的な、数字的な支援の見込みというのは、状況の見込みというのはなかなか難しいところではあります。様々な支援策、対策をいろいろ考え、また時代、社会情勢に見合った支援策を見直しするなどしながら、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。詳細につきまして把握することができました。

終わります。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

現在町内の商工業、この空洞化が進んでいる、非常に懸念しているところでございますが、こういったような条例については、施策のほうが先行してもうなっているような感じさえしている条例ではないのかなと、このように思っております。

したがいまして、今回のこの基本条例でございますが、基本理念が主なものでございますが、こういったような意味においては、私は基本条例が遅きに失したような感じもしております。県内でも、先行したいろいろな対策を多分行っているのではないのかなと思っておりますが、そういったような意味で、何かやはりよりどころがなければこういったような振興策が、安心した振興策が図れないのではないのかなと。そういったような意味では、今さら申し上げてもあまり関係がないような感じはしますが、この基本条例が少し遅めだったのではないのか、もっと早くても、法律の施行状況から見まして、それから県内で他町村で実施している基本条例等を考え合わせますと、そのような感じがしておりますが、その辺のところのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の基本条例を制定する趣旨につきましては、先ほど来お話を申し上げておりますように、基本理念を定めることによりまして、町あるいは中小企業業者、それから地域経済団体であったり、あるいは金融機関、そしてまた併せて町民の果たす役割というものを明らかにしながら、町の経済の維持、発展及び活性化に努めていくという趣旨なわけでありまして。

一方で、今おっしゃいますように、町では本条例の制定前から数々の施策で中小企業業者の経済の活動等をしっかりと支えてきたと、このようにも思っているところであります。

先ほど課長のほうからもお話ししましたように、経営品質の向上であったり、事業継承であったり、あるいは資金の融資等々につきましても、中小企業振興融資の利子あるいは補償という、そういう検討等も進めてまいりました。それから、創業をするといえますか、新たに起業する、あるいは事業継承という形の中でも支援をしてまいりましたし、それから雇用環境の整備というようなことで、これにつきましてもそれぞれの企業等々に対しての賃金等も含めてであります。支援する、あるいは町内でのやはり様々な資格者の取得等々につきましても、他に先駆けて進めてまいりまして、そういう中では制定が少し遅れているわけではあります。実際には内容としてそれ以上の内容を進めてきていると、このようにも思っておるところであります。

今後につきましても、当然のことながら地域購買力の向上という観点の中でも、プレミアムのくずまき商品券の利用等々、あるいは住民の快適な住まいづくりといえますか、環境整備、住宅の整備等々につきましても、商工会との連携も図りながら、そういう支援策も進めてまいりました。いづれそういう対策をさらに一層進めていかなければならないと、このように思っておりますし、この条例の制定によりまして、予算等々の確保と

いえますか、あるいは施策というものも適切にまた進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

その中で、また町だけではなくて、中小企業業者、あるいは地域経済団体、金融機関、さらには町民に対しましても、それぞれの立場からの役割の規定もこの中にしているものであります。関係各位の総合的な支援体制を、今後この条例の基本理念をしっかりと前に進めるために努力してまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っています。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

基本条例でございますので、町は最も身近な中小企業者の立場にあるわけございまして、この施策を実施する場合の根拠にもなってくるのではないのかなど、このようにも思いますし、また町の主体的な積極姿勢、責任が明確にもなってくるのではないのかなどというふうにも思います。さらに、施策実施の予算の確保の担保にもなっていくのではないのか、そういうふうなことが言えるのじゃないのかなど、このように思います。

今回の基本条例を見させていただきますと、非常に簡素で10条の構成になっております。私から見ますと、できればもう少し町内の方々のものを巻き込んだ条例であってほしかったなという

ようなことも思っているわけでございます。それは、教育機関の役割などが入っても、決して失礼ではないのじゃないのかなど。今葛巻高校とか、いろいろな役割等を果たしているわけでございますので、こういったような方々からも協力していただくような姿勢があつてしかるべきではないのかなど、このようにも思っておりますし、また中小企業者等からの意見の反映の場があつてもよろしいのではないのかなど。

このような基本条例でございますので、そういったようなものが、あと2つか3つぐらいプラスになつても決して失礼ではない基本条例で、町内全体を巻き込んだ基本条例になればさらに私はよかつたような感じがしておりますが、その考え方についてお伺いをいたしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の基本条例の制定に当たりましては、商工会とも様々な機会、あるいはこれまでも、制定までは2年ほどこういう協議もしてまいりました。そういう中での今回の制定であります。

そういう中で、総合的な支援の体制ということをしつかりと打ち出しているわけでありましたが、今おっしゃいますような、そういう部分につきましては、今後の運営においてそのような方向性の

ご意見であつたり、あるいは事業者の意見というのは、まさに運営、そしてまた政策、予算等々におきまして、そういう機会をしつかりとつくりながら、この条例に基づいた新たな活性化に向けて取り組んでまいりたいと、このように思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第46号、葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第46号、葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第47号、国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終了いたします。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 47 号、国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 47 号、国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

以上で本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

明日 10 日は午前 10 時から開会いたしますので、本会議場にご参集ください。

これで本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会時刻 11時10分)